

別添1

社内預金保全のための継続的保証委託及び根抵当権設定に関する  
約定書



昭和 年 月 日

根抵当権者(保証人・甲)

住 所

氏 名 ①

設 定 者(会 社・乙)

住 所

氏名又は名称 ①

乙と乙の雇用する労働者との間における貯蓄金管理に関する協定に基づき、乙が現在及び将来において雇用する各労働者(以下「各労働者」という。)に対して負担する貯蓄金の元金の払戻しに係る債権の履行を確保するため、貸金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第3条に規定する保全措置として、根抵当権を設定するにつき、甲及び乙は、下記の条項を確約する。

記

第1条 乙は、甲に対し、乙と各労働者との間における社内預金預入契約に基づき、乙が各労働者に対して負担する貯蓄金の元金の払戻しに係る債務の履行について、毎年作成される労働者名簿のうち、最新のものの債権額の欄に記載された額の合計額を限度として保証することを委託することとする。

第2条 乙は、前条の継続的保証委託契約により甲が乙に対し将来取得する求償権を担保するため、その所有する後記表示の不動産(以下「本不動産」という。)に、次のとおり、甲のために順位第一番の根抵当権を設定することとする。

(1) 極度額 金 円也

ただし、本約定締結時に作成された労働者名簿の債権額の欄に記載された額の合計額をもって極度額とすることとする。

(2) 被担保債権の範囲 甲と乙との間における昭和 年 月 日継続的保証委託契約により甲が取得する債権

(3) 確定期日 これを定めない。(昭和 年 月 日)

第3条 乙は、本約定を締結したときは、遅滞なく、甲と共同して根抵当権設定登記を申請し、登記完了後は登記簿謄本一通を甲に提出することとする。これらに要する一切の費

用は、乙が負担することとする。

第4条 乙は、本約定締結時及び毎年4月1日に、毎年3月31日現在における各労働者の氏名、住所、債権額(毎年3月31日現在における貯蓄金の元金の額をいう。)を記載し、各労働者の押印を受けた労働者名簿を作成し、甲に交付することとする。

第5条 乙は、毎年4月1日に、前条により作成された労働者名簿の債権額の欄に記載された額の合計額が根抵当権の極度額を超えるときは、極度額を当該合計額に変更することとする。ただし、乙は、登記上の利害関係人の承諾を得られない場合には、増額分相当額を極度額とする新たな根抵当権を設定することとする。

第6条 乙は、前条により極度額の変更をしたとき、又は新たな根抵当権を設定したときは、遅滞なく、甲と共同して根抵当権の変更登記又は新たな根抵当権の設定登記を申請し、登記完了後は登記簿謄本一通を甲に提出することとする。これらに要する一切の費用は、乙が負担することとする。

第7条 乙は、本不動産の価格減少その他の事由により、甲から増担保の請求を受けたときは、遅滞なく、甲の承認する相当な担保を差し入れ、かつ、その担保について甲の指示する手続をとることとする。

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときにのみ、各労働者の乙に対する貯蓄金の元金の払戻しに係る債権の保全措置として、あらかじめ、乙に対し第2条の求償権を行使することができることとする。

- (1) 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 貨金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号)第2条第1項第5号に規定する認定の申請が受理されたとき。
- (4) 本不動産について、仮差押・差押又は競売手続開始の申立てがあつたとき。

2 甲は、前項により求償権を行使しようとするときは、乙に対し、次の事項を各労働者の個人別に記載し、かつ、各労働者の承認印が押印された書面(以下本条において「請求書面」という。)の作成とその提出を請求することとする。

- (1) 求償権の行使時における貯蓄金の元金の額
- (2) 当該年度における労働者名簿の債権額の欄に記載された額
- (3) 第1号又は前号の額のいずれか少ない額

3 乙は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該請求書面を作成し、前項第3号の額の合計額を記載のうえ、これに署名押印して甲に提出することとする。

4 乙の代表者の行方不明その他やむを得ない事情により、乙が前項の手続を行うことがで

きないときは、各労働者の代理人が、当該事情を明らかにした書面及び当該請求書面を作成し、署名押印のうえ、これに預金通帳その他預金債権を証する書面を添えて甲に提出することとする。

- 5 甲は、乙が第1項の求償に応じないときは、本根抵当権を実行することができることとする。

第9条 甲は、前条第5項によりあらかじめ求償権を行使して、乙から金銭の交付を受けたとき(根抵当権の目的物の競売により配当金を受けたときを含む。)は、直ちに各労働者の受領すべき前条第2項第3号の金銭を各労働者の指定する金融機関の預貯金口座に振込む方法により配分することとする。

- 2 甲が前項により金銭の配分を行ったときは、乙は、その配分のあつた限度で、各労働者に対して負担する貯蓄金の元金の払戻しに係る債務を免れることとする。

第10条 甲は、本約定による根抵当権について、転抵当、譲渡その他一切の処分をすることができないこととする。

(別紙)

不 動 産 の 表 示

所 在	郡市区町村字
地 番	〇 〇 番
地 目	宅 地
地 積	〇〇・〇〇平方メートル
所 在	郡市区町村字〇〇番地
家屋番号	〇 〇 番
種 類	事 務 所
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造〇階建て
床 面 積	〇階〇〇・〇〇平方メートル
	〇階〇〇・〇〇平方メートル

(別冊)

労働者名簿

昭和 年 月 日

氏名 ㊦	住所	債権額(単位円)
計名		計円

上記のとおり相違なきことを認めます。

昭和 年 月 日

会社(乙)住所

氏名又は名称

㊦